

## (仮称) 森林環境税の導入に関する要望意見書

北海道の森林面積は554万haあり、北海道の総面積の約71%にあたり、国内の森林面積の約22%を占める広さを有しています。

森林は、再生可能で環境負荷の少ない木材などの林産物を供給すると共に、水資源のかん養機能、洪水や土砂災害などを防止する機能を持ち、その自然環境の多様さは様々な生物の生息地となり、人々の保健休養の場でもあります。また近年では、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止の役割が国際的にも重要視されています。

しかし、高齢化や過疎化など林業を取り巻く環境の悪化や違法伐採等の山林の荒廃が深刻化しており、森林の維持・回復など森林整備が緊急課題となっています。さらには、地球温暖化問題に関連すると考えられている世界的な猛暑や渇水、集中豪雨等の異常気象の顕在化などに対する森林整備の重要性が注目されています。

これらの実現に向けて、地方自治体が森林整備事業を行い、その恩恵を受ける住民に費用負担を幅広く求める法定外目的税として徴収する「(仮称) 森林環境税」の創設が必要となってきており、既に導入している高知県をはじめ25県となり、18の都道府県が検討中となっています。

「(仮称) 森林環境税」の導入により、環境問題が大きなテーマとなる洞爺湖サミットが開催される北海道として、森林の整備のみならず、森林の大切さを認識し、森林を守り育てる意識と地球環境の重要性を高める効果が期待できることです。

よって、政府においては、次の事項について実現が図られるよう強く要望します。

### 記

- 1 「(仮称) 森林環境税」を早期導入し、森林の整備や保全等の促進を図ること。
- 2 「(仮称) 森林環境税」の一定割合を、市町村交付金とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月13日

大空町議会議長 後藤 幸太郎